

令和5年 八潮市農業委員会6月総会 議事録

- 1 開催日 令和5年6月26日(月)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮市役所第2会議室

- 4 出席委員 13名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 3番 大野ヒロ子 9番 飯山 敏行
4番 渋谷 稔 10番 新井 孝美
5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一
6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆
7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫
8番 小倉 雅樹

- 5 欠席委員 2名
11番 臼倉 正浩 15番 松田 淳一

- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件
議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

- 7 転用等届出受理報告
報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件
報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
報告第 3号 農地改良受理後の工事完了届について
報告第 4号 農地改良に係る届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会6月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございますが、在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、11番、白倉正浩委員、15番、松田淳一委員からは欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

本日は6月の総会に、大変お忙しい中、出席いただきまして誠にありがとうございます。

今月は2日から3日にかけての大雨で、皆さんも大変な被害を受けたのではないかと思います。うちのほうもそうなんです、あちこちで道路の冠水、それから畑も冠水というか、水が上がってしまったとかで、農作物にも大変な被害が及んでいました。特に、取り遅れたジャガイモを持っている方が、やはりジャガイモが大体腐ってしまったという話はよく聞きました。

それから、2日の日は会長と会長代理が参加する四市町農政研究会というのがあったんですが、しかも八潮が幹事だったんですが、事務局の機転により、前日に中止を決定して連絡しましたので、大雨の中の視察だとか、ちょうど4時頃視察予定だったんですが、その頃から雨が強く降り始めたんですね。その後に、視察の後に懇親会があったんですが、懇親会は建物の中でやるので問題なかったかもしれないですが、その後の帰りが多分やっていたら大変だったんじゃないかというふうに思いました。後に、農協の総代会に、三郷の会長と会ったんですが、中止にしてよかったというふうに言われました。

それから、5月27日、枝豆ヌーヴォー祭、6月18日、枝豆大感謝祭ともに、どちらも大盛況だったそうです。これは多分二度もテレビでPRしてくださった効果、広報部長のおかげだと思います。大変ご苦労さまでした。

それから、6月20日に次期農業委員の15名が市議会で同意の議決が得られたということ
を聞きました。なので、あとは8月の市長からの任命を受けるだけとなります。

残すところ、あとこのメンバーの総会も今日を入れて2回となりましたが、本日も最後まで
ご協力よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんのでご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ①八潮市農業委員会6月総会次第 | A4横 |
| ②農業委員会による最適化活動の推進等について（通知） | |
| | (R4.3月 資料-4) |
| ③生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼） | |
| | (資料-1) |
| ④八潮市農業委員会委員任命者一覧表 | (資料-2) |
| ⑤四市町農業予算の概要等の送付について（通知） | (資料-3) |
| ⑥農業経営収入保険制度普及に関する協力依頼について | (資料-4) |
| ⑦農業者年金加入者の皆様へ | (資料-5) |
| ⑧令和5年度農業委員会県外視察研修収支清算報告書 | (資料-6) |
| ⑨全国農業新聞チラシとパンフレット各1部 | 資料番号なし |
| ⑩農業委員会活動記録簿（6～7月分） | 資料番号なし |

資料の不足、乱丁等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、
総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよ
ろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいで

すか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、福岡達則委員、9番、飯山敏行委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いします。

○事務局長 はい。

◎議案第9号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、申請人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目、田、地積〇〇平米。

次に、隣の2ページのほうをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場です。申請理由としましては、近隣の〇〇字〇〇〇番〇に同申請者が計画する長屋住宅がございます。4棟の長屋住宅なんです、そちらの駐車場を確保するため、4台分に加えて、もう一台分は来客用、もしくはメンテナンス業者駐車場として確保しまして、合計5台の駐車場を確保するため申請されたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、土地造成費、ご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の融資証明書が提示されております。

周囲農地への被害防除策ですが、周囲に農地はございませんが、敷地をコンクリートブロックで囲い、土砂の流出を防止する計画となっております。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって3ページをご覧ください。

市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。1つ目の〇〇〇のある交差点を〇折しまして、〇〇〇を〇〇します。そして、〇〇〇の手前約〇〇メートルほどのところで〇〇〇との〇〇〇の交差点に到達しますが、そこを〇折して〇〇方向に向かいます。1つ目の信号を〇折して〇〇しますと〇〇〇通りにまいます。この〇〇通りをおよそ〇〇メートルほど進みますと、〇側に〇〇〇さん、続いて〇〇〇、〇〇〇なんですけれども、その店舗があるところに到達します。その〇〇〇の水路を挟んだ〇側、この着色した箇所が今回の申請地となります。この〇〇通りの〇側に斜めの斜線で囲ったところがありますけれども、ここが同時に計画している長屋住宅の敷地となります。こちらが住宅だけで敷地がいっぱいなので、こちらの駐車場を確保するために今回の申請地を駐車場として申請されたものとなります。

隣の4ページの土地利用計画図をご覧ください。右側下の部分の薄く着色されたところが今回の駐車場になるんですけれども、実はこの申請地の北側が当申請者が所有する資材置場となります。左、西側ですね、こちらも当申請者が所有する既設の駐車場となります。それで、今回実際農転するのは今回申請部分の駐車場だけなんですけど、同じ所有者の同一敷地で特に境も設けない場合は、こちらの面積も含めて開発事業になるという判断だそうです。既設の資材置場とか駐車場はさしていかないんですけれども、開発事業という、この既設の駐車場、資材置場の面積と合わせて開発事業としてみなされるため、緑化計画等の計画も必要になってきまして、この東側と西側、ちょっと斜線で外郭区切って斜線引いてあるところが緑化計画の地域となります。ここへの入り口は〇〇通りのほうから入るんですけれども、既設の水路を横断、ここがちょっと狭いということで、この水路もちょっと改修して広げて出入りをするように、そのような計画となっております。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、隣の5ページ、このような状況になっておまして、右側の②番は、〇〇通りのほうから撮った写真なんですけれども、手前側は既設の駐車場で、施設のフェンスにぶつかったところが開発事業に係る事前周知の看板が現地のほうにつけられている、このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 次に、同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらよろしく申し上げます。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

先月19日に事務局から連絡がありまして、夕方調査に行つてまいりました。そうしましたら、奥は草をきれいに刈ってありましたので、ただ入り口が狭いということで、そんな問題はないかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より、農地法第4条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

特にありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、ないようなので、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第10号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件の番号1につきましては、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。）」に該当するため、○番、○○○委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

—— ○番 ○○○委員 退席 ——

○議長 それでは、議案第10号の番号1につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件。

番号1、譲受人住所・氏名、○○○番○号、○○○、代表理事、○○○、譲渡人住所・氏名、○名いらっしゃいます、○○○番地、○○○、○○○番地、○○○、○○○番地、○○○、土地の所在、○○○番○、登記地目、田、現況地目、田、地積○○○平米、ほか5筆ありまして、地目は登記地目、現況地目とも全て田となります。続きまして、○番○、○○○平米、○番○、○○平米、○番○、○○平米、○番、○○平米、○番、○○平米、合計○○○平米。

今回の計画は、こちらの農地に接続してちょっと宅地部分も○○○平米ほどございまして、合わせて○○○平米の計画になっています。

次に、1枚めくっていただいて、7ページをご覧ください。権利の内容は、所有権の移転、売買となります。

申請地の概要としましては、先ほどと同様な第2種農地となります。申請目的は、トラック65台分の駐車場となります。

申請理由としましては、当〇〇は平成〇年〇月に設立されまして、〇〇〇を中心とした運送事業を営んでいる7社で組織されております。現在〇〇〇のほうに借地をしている駐車場があるのですが、そちらの契約更新がこの先できなくなることとなったため、新たな用地を探しておりました。そこで、なかなかまとまった土地が市街地や非農地では見つからなかったのですが、ここで、八潮市内に〇〇〇と〇〇〇のほうに配送センターがあるんですが、そこを主に使っている協同組合内の業者がいらっしゃること。あと、ドライバーも近隣に住んでいる方が多いこと。それで同規模の広さを持っている土地ということで、条件のそろった今回の申請地について、地権者の協力が得られたため申請することに至ったものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、造成工事費、土地購入費等としましてご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の融資証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策としましては、こちらに隣接する農地はございませんが、全面砂利敷きで雨水は浸透式となります。そのほか、ブロック土留め、万能板塀等を設置しまして、周辺に被害が生じないようにするというところでございます。

次に、隣の8ページをご覧ください。場所の説明をいたします。先ほどと同様に、市役所の〇側の出口を出まして〇折し、〇〇〇の交差点を〇折して、〇〇〇に向かいます。〇〇〇の正面に突き当たったところで〇折しまして、〇メートルほど行きました地図で着色したこの部分、そちらの土地一帯が今回の申請地となります。

1枚めくって、後ろの9ページをご覧ください。向かって左側が北側となります。この左下のほうが〇〇〇のほうの出入り口。こちらが安全な出入り口の幅を確保するために、お隣の土地の所有者から一部土地を借用して、この出入り口の間口を広げて出入りするということでございます。こちらのほうに大型車が31台、中型車が26台、小型車8台の計65台を駐車する形となっております。周囲の幾らか影が濃くなっている部分、こちらは八潮市のまちづくり条例の規定に伴う緑化計画区域となっております。

現地の様子は隣の10ページ、このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の12番、鈴木新一委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○12番（鈴木新一委員） 調査依頼がありましたのは6月21日で、その日に現地調査に行きました。

大規模開発の5,000平方メートルにはなりませんけれども、大分大きな一団の土地でして、一応南西側と北側に水路がありまして、そこから取水して耕作している田んぼだということ

です。田んぼとしては耕作はしていないんですけれども、多少草が生えている程度で、適正に管理されているのかなと思いました。

それから、先ほどの資料の8ページから、地図でいうと上が〇〇〇というところの駐車場になっていまして、下側が〇〇〇のプラント置き場みたいになっているんですね。塀で囲まれているのでちょっとよく中は確認できないんですけれども、周りには農地は特にありません。北側の下側と右側のちょっと曲がりくねった道路があるんですけれども、車一台が通れるぐらいの細い道路なので、上側に〇〇〇の駐車場の左側のほう、そちらのほうから、〇〇から出入りするということなので、これだけの大きさの土地ですが、〇〇から出入りすれば周辺には問題は起きないかなというふうに思いました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、鈴木委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

北側のほうなんです、すごく細い通学路なんです。子供、朝晩通っているのどうかなとか思うんですけれども。

○議長 北側の県道ですか。

○6番（齋藤富子委員） 県道じゃないです。上です。このあれでいくと上ですね。北側というんですか。

○議長 東側。

○事務局 〇〇道と言っているところですよ。

○議長 東側ですか。

○6番（齋藤富子委員） すごく細い通学路なんです。子供が朝いっぱい通るのね。それでやはり小さい子供がいる皆様からの、どうなのちょっと聞いてみてとって心配されて、何件か言われているのね。すごく細い道なんです。道というか車の通れない、本当に自転車くらいしか通れない、本当に狭いんです。

○議長 事務局。

○事務局 まず、小学生の通学に関しましては、こちらまちづくり条例に伴う開発事業ということで、関係する課はみんな協議するようになっていまして、申請者は教育委員会、学務課のほうとも協議はしております、その内容までは聞かされていないんですけれども、教育委員会のほうから、こういうことは十分してくださいということは申請者に伝わっていると

思います。それと、こちら側、東側の道路は、今回の開発事業に併せて道路幅を広げるために、市に寄附するような形となっております、現在のところよりも広がります。

○6番（齋藤富子委員） 広げられる。

○事務局 市に土地を少しあげて道路を広くする、そのような計画となっております。

○議長 図面のほうではするようになっていたみたいですね。

○6番（齋藤富子委員） 分かりました。

○事務局 図面を見ますと4メートルの道路になります。

——— 発言する委員多し ———

○議長 ほかにございますか。

どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

これ六十何台も入る駐車場なんですが、中に砂利敷きの駐車場だと思うんですけども、周りに緑地帯をブロックでやって、雨が降った場合に、これ出口、入り口1か所しかないと思うんですけども、自然に水が下に流れていく感じですよ。だから、ここがちょっと水浸しになってしまうということはないんですよ。

○事務局 基本砂利敷きなので下に浸透するんですけども、例えばこの間のような雨が降ると、ちょうどこの交差点辺りもかなり低いので、やはり量が降ると限界はあるかと思われます。

○13番（鈴木 隆委員） だから今、道より低い土地ですよ。これから客土して砂利敷くんでしょうから、周りにもきっと水が行く可能性はあるのかなと。

○事務局 田んぼの状態に比べるとやはり遊水機能は落ちてしまうと思われます。

○13番（鈴木 隆委員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 今の続きなんですが、入り口が1か所しかないんですけども、これ先ほど何か土地を借りて広げたということで、間口10メートルとかという規制はあるんですか。

○事務局 こちらは代理人から聞きますと、道路管理者が越谷県土整備事務所、そちらと協議したときに、その道路管理者のほうからこれだけ広げなさいという指導を受け、この広さになったということです。

○13番（鈴木 隆委員） じゃないと道から入っていけないですよ。

○事務局 そうですね。角度がきつくなりますから。

○13番（鈴木 隆委員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長 ほかにございますか。

私からいいですか。

譲渡人が3名いますよね。これ筆、1人分、持ち分別々になっていないので、これ共同名義なんですか、全部。

○事務局 そういうことではないです。やはり筆それぞれ。

○議長 ここに書いていないだけで、共同名義では……

○事務局 それぞれ独立して持っています。

○議長 この3人は兄弟もしくは親戚関係ですよ。なので、ひょっとしたら共同なのかなと思ったんです。そうしたら、ちゃんと〇〇〇が何番地幾つなのかやったほうがよかったんじゃないですか。

○事務局 この書き表し方ですか。

○議長 それはちゃんと分かったほうがいい。

○事務局 分かりました。

○議長 ほかにありますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、特には、周りはそれ相当、被害というのは対処するんでしょうから、農地自体はなくて、そういう面では問題はないと思いますが。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇番、〇〇委員の着席をお願いします。

——— 〇番 〇〇〇委員 着席 ———

○議長 それでは、次に、議案第10号の番号2につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の11ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2になります。こちら使用貸借権の設定になりますので、譲受人、譲渡人は借人、貸人と呼ばさせていただきます。借人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇号、〇〇〇、〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇平米。

次に、隣の12ページをご覧ください。権利の内容は、20年間の使用貸借権の設定となります。

申請地の概要としましては、先ほどと同様な10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は住宅敷地です。申請理由としましては、借人は現在〇〇〇内の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になっておりまして、幾つかの物件を探しておりました。ここで〇〇さんの実家が所有する土地を提供してもらえることになりまして、そのことで、両親の近くでこれから先を見守ることができて、子育てを行うのにも安心できる環境であるから、本申請地に自己住宅を建築したく申請に至ったものであります。

資金計画・調達計画としましては、造成工事費、建築費等としましてご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の融資証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、敷地周辺にブロック土留めなどで囲みまして、周辺の農地に被害が生じないようにするというごさいます。

次に、1枚めくっていただいて、13ページをご覧ください。場所のほうを簡単に説明させていただきますと、先ほどの議案第10号の番号1、駐車場の申請地のすぐ近くでして、先ほどの申請地よりも〇側に約〇メートルの位置になります。ちょうど〇〇〇の駐車場を過ぎたところですね。こちらの四角で囲った場所となります。

隣の14ページが土地利用計画図なんですけれども、この14ページの薄く着色されたところが今回の住宅地の申請地なんですけど、その下、白くちょっとL型になった土地、こちら農地改良届出地と書いてありますが、実はこちらの土地と一体の1筆の土地でした。そこで今回住宅を建てるに当たって分筆しまして、住宅のほうは〇〇平米、こちらを住宅用地として申請しまして、残りの形を取ってL型のような形をしていますけれども、こちらの残りも〇〇平米で、こちらは田んぼから畑に農地改良して耕作を行う計画というところのごさいます。後で本日の報告4号でも農地改良の届出ということで出てきます。

北側のほうから出入りしまして、2階建ての住宅に駐車スペース2台、東側は手前が住宅で、その下が農地なんですけれども、この農地との境はブロック土留を敷地に設置しまして、隣の農地に被害が生じないようにと、そのような計画となっております。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、後ろの15ページ。こちらの点線から、ほぼコの字という感じで建物が建築される、こちらが住宅敷地。この先をL型で囲むように、今後農地改良で畑にされるということのごさいます。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、飯山委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

先日申請地に行ってまいりました。

ここの土地は水稻行われていたんですけども、10年ぐらいもう水稻はやっていないよう

な状況でして、本人はその後、自己管理ということで、年に2回から3回ほど定期的に草刈りをされてきました。

ちょっと写真を見ると草が膝ぐらいまで来ているかもしれませんが、今の時期は非常に草が生えるのが早いので、申請前に草刈りをされてきました。きれいに周りの苦情もなく自己管理されていた土地だと思います。問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、飯山委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員）12番、鈴木です。

前も質問したんですけれども、市街化区域にほかに土地がある場合については、そちらを優先するという農地法上の規制があると思うんですけれども、この〇〇さんの農地は、一応念のため、それは問題ないんですか。

○事務局 農地台帳で確認したところ、もう残っている農地はここだけでした。

○議長 それと、分家申請は何親等までできるんですか。

○事務局 6親等です。

○議長 ほかに何か聞きたいこととかございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第11号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の16ページをご覧ください。

議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてございま

す。番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇番〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、同様に、〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、合計〇〇平米となります。

主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、申請者、主たる従事者ともご本人となります。買取り申出の生じた日及び理由は、令和5年〇月〇日、主たる従事者の身体的故障ということで、医師の診断書が提出されております。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって、17ページをご覧ください。市役所の今度は〇側の出口を出まして〇〇メートルほど進みます。ちょうど〇つ目の信号で〇〇〇との交差点に到達しますが、そこを〇折して〇〇〇に進みまして、〇〇〇をくぐり、さらに〇〇〇から約〇〇メートルほど進みますと、〇〇通りとの交差点に到達します。そこを〇折して〇〇通りを〇方向に進みますと、〇〇メートルほどで〇〇〇のところに到達しまして、この〇〇の〇側、こちらはよくお目にかかる〇〇〇地区の区画整理で集約的に農地が換地されたところなんですけれども、八潮〇〇〇号、ひと固まりで〇号生産緑地なんですけれども、この一部となります。ちょうど1年ぐらい前に同様に、主たる従事者の証明から買取り申し出までいった農地があり、ちょうどその隣の農地となります。

現地の様子は、隣の18ページで、白黒で分かりづらいですが、草一つないような、このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の7番、福岡達則委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

先週、事務局より依頼がありまして、現地調査してまいりました。

説明どおり、駅に近いところなんですけれども、畑はちゃんと耕作しており、草一つありません。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、福岡委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

これは従事者の体の問題なので、それをとやかくは言えないので。ちゃんと診断書も出ているわけでしょう。

○事務局 はい。

○議長 しょうがないといえば。あと現実的にいえば、その前に周りでこんな広い、その転

用が後から陰になってしまうみたいな、あたりなかつたり。どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

これ生産緑地1か所なんですけれども、ほかに生産緑地は〇〇〇さん持っていないんですか。

○事務局 確認して、なかったと思います。

○13番（鈴木 隆委員） ないですね。あるようだと全部一緒にやってしまうものね。

○議長 一緒にやらなくていいのか何だか分からないけれども、前にいたんです、やはり。故障で。けれども、全部一遍にやらなくて。

—— 発言する委員多し ——

○議長 ほかにございますか。

どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 4番の渋谷です。

この〇側の土地というのは、この間は〇〇〇さんの土地でよろしいんですか。

○事務局 〇側。〇側の〇〇〇じゃなくて。

○4番（渋谷 稔委員） 〇〇〇のほう。

○事務局 〇〇〇はまた違ううちです。

○4番（渋谷 稔委員） 違ううち。

それじゃ、この〇側の。

○事務局 〇側が〇〇さんです。

○4番（渋谷 稔委員） 〇〇〇さんちの。なるほど。

その〇側の土地ということになるわけ、この対象者の土地というのは、〇側ですね。

○事務局 隣です。

○4番（渋谷 稔委員） じゃ、この〇側の土地、〇〇〇さんのうちの土地はまだ何になるかわからないわけ。

○事務局 造成しています。

○4番（渋谷 稔委員） 造成している。建て売りか何かになる。行先は。

○事務局 建て売りです。3階建てだったと思います。計画は。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました。3階建てだとこの〇側の人はかなり厳しくなってしまうね。日陰になってしまって。生産緑地なのに。

○議長 〇でも〇でもどっちも、要するに朝陰になるか夕方陰になるか。

○4番（渋谷 稔委員） 夕方陰になるぐらいのほうがまだ冬場はいい。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告について

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告につきまして、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について7件、報告第3号 農地改良受理後の工事完了届について1件、報告第4号 農地改良に係る届出について1件、報告第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件1件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の19ページをご覧ください。まず、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり駐車場敷地2件の届出を受理いたしました。

次に、次第の20ページ・21ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、7件ございました。番号1、2の権利の内容：地役権の設定と申しますのは、自己の土地（要役地）の便宜のために、他人の土地（承役地）を契約で定めた目的に従い利用する権利です（民法280条）。この目的が、本件のように協定道路という、2名以上の敷地の所有者が、お互いの土地を道路のように利用できるようにした民地について、他人の土地を通行することができるようにするために行った手続きとなっております。

番号3は、マンションの1室分の敷地所有権の移転となります。その他、住宅敷地2件、共同住宅敷地1件、駐車場1件の届出を受理いたしました。

次に、22ページをご覧ください。報告第3号は、今年の3月に届出のありました〇〇〇〇地区の農地改良の完了報告があったものでございます。

次に、23ページをご覧ください。こちらは、また新たに農地改良の届出があったものですが、先ほどの議案第10号、番号2の農地法第5条の許可申請でもふれましたように、元はそちらの土地と同一の、〇〇〇〇番〇という地番でしたが、分筆して〇〇番〇とし、こちらは田んぼを畑に転換するという事で届出があったものでございます。

最後に、次第24ページをご覧ください。こちらは先月の議案第8号で承認されました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画が、所要手続きを経て、6月1日付けで公示されましたことを報告するものでございます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの転用等届受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 よろしいですか。

ないようなので、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 次に、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、依頼事項が3件、報告事項が2件ございます。

初めに、協議事項、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の一番頭にありました資料-4と書いてある上にR4、3月の資料-4、丸写と書いてある資料、そちらのほうをご用意ください。これから説明することは、この資料の中の9ページがメインなんですけれども、その事前に、どういう理由でこういうことをやるのかという補足説明のために、この写というところ、この資料8ページまでは以前に令和4年3月にお配りした資料の写しとなります。ちなみに、今年の3月にも令和5年度の活動計画というのを総会に諮って、ホームページに公表するときに、そのときもこの資料をつけさせていただきました。それでは、この資料のほうをめぐっていただいて、5ページのほうをご覧ください。

5ページの中ほど、今回二重線を引かせてもらったところなんですけれども、5番、農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告というところで、その線を引いたところ、農業委員会は、法第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の6月末までに、別紙様式5により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとするがあります。今回でいえば、活動年度というのは昨年の令和4年度の活動状況を6月までにインターネットで公表しないといけないということが定められておりまして、そういうことから本日総会で皆さんに確認いただいて、

令和4年度の活動状況についてホームページに載せようというものでございます。それでは、めくって、9ページのほうをご覧ください。この9ページが定められた別紙様式5ということで、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表ということで、公表する内容となります。これから説明してまいります。

まず、9ページの農業委員会の状況というのは、これは昨年、1年前に令和4年度の最適化活動の目標設定ということで、今回と同じように総会に諮って定めて、ホームページに載せているところなんですけれども、ここは1年前、4年4月1日現在の状況ということで、そのとき記載したものをそのまま転記したものととなります。

1枚めくって、10ページをご覧ください。ここからが令和4年の最適化活動の実施状況となります。まず、1番目で、最適化活動の成果目標、(1)で農地の集積という項目になります。こちらの1年前の現状が、これまでの集積面積22.7ヘクタールとなっております。この集積面積といいますのは、要は認定農業者の方々が耕作している面積の合計となります。4年4月現在で集積率14.2%となっております。下に行きまして、これに対する目標が、目標年度、令和12年度50%、集積率50%とありますが、これは埼玉県の基本方針に掲げられている数字で、これと一緒にしなさいという指導がありましたので、県の掲げる目標数値となっております。これに向けた令和4年度の新規集積面積が6.4ヘクタール、令和4年度末の集積面積の累計が29.1ヘクタールという目標を設定しておりました。これに対する実績が下の3番、4年度の新規集積面積は0.6ヘクタール、令和4年度末の集積面積は23.4ヘクタールということで、目標に対する達成状況は、計算しまして84%となりました。

点検結果としまして、農地法第3条や利用権の設定による新規集積が5件あった一方で、生産緑地地区において相続発生に伴う買取り申出が複数発生したことなどによる要因で減少する面積もあり、目標値の達成が困難な側面があるとしています。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、令和4年度当初の現状で、緑区分の遊休農地が1.3ヘクタール。緑区分の遊休農地といいますのは、草刈り等を行うことで農地として耕作できる、そのような土地を指しまして、隣の黄色区分というのは重度の遊休農地といいますか、重機を持ってきて基盤整備を大々的にやらないと復旧しないような遊休農地を指します。八潮市内の遊休農地は全て緑区分となります。この緑区分の遊休農地が1.3ヘクタールという現状に対する目標が、その下の②、0.26ヘクタールという設定でした。隣の11ページにいきまして、これに対する実績が、令和4年度の遊休農地解消面積は0.21ヘクタールということで、達成状況は81%という結果となりました。

その下、(3)番の新規参入の促進につきましては実績がございません。1枚めくって、12ページをご覧ください。上のほうで、新規参入の実績は達成率ゼロ%、このようになっております。

中段の2番の最適化活動の活動目標、こちらは1年前に1人当たりの活動日数、月7日と設定いたしました。(2)番が活動強化月間としまして、10月、12月、2月の3回を設定しておりました。これに対する実績が、10月に遊休農地の解消としまして、遊休農地が確認された60筆の農地所有者に文書を送付、そのうち7筆、3,500平米の農地について解消に向けた対応が示されました。12月も強化月間としまして遊休農地の解消という項目を設けまして、コロナ禍により合同パトロールは実施できなかったが、個別にパトロールを実施。諸事情により自らの農地管理が困難な所有者に対し、草刈り業務の委託方法等について助言しました。3回目の強化月間としまして、2月、こちらは農地の集積としまして、農地管理に苦慮している土地所有者に対し、利用権設定制度について説明するとともに、担い手に情報提供し、2,014平米の集積に結びついたと。ここは〇〇〇さんが〇〇さんほか複数の所有者から借りて利用権の設定に結びついた農地を指しております。

隣の13ページをご覧ください。新規参入相談会への参加につきまして、目標は1回。これに対しまして、昨年は大野委員と齋藤委員に新・農業人フェアに参加していただきましたので、それが実績となっております。これに加えて、臼倉正浩委員の活動記録を見ましたら、Zoom会議で新規就農を希望する大学生や社会人に向けて講演を行ったと、こういうことがありましたので、臼倉委員に確認した上で、こちらにカウントできるということで、掲載させていただいて、実績は合計2回となっております。

そして、これから先が最終的な結論なんですけれども、その下の目標の達成状況の評語というところがあります。これまず、昨年1年間の農業委員会の活動状況に対する評語なんですけれども、ここでちょっとページを戻っていただいて、7ページをご覧ください。7ページがこの1年間の農業委員会の活動に対する評語の定め方なんです、この7ページのまず下の表2のほうをご覧ください。この項目に沿って点数をつけていくんですが、まず、(1)成果目標の農地の集積につきましては、先ほど84%でしたので、90%未満ということで1点です。2番の緑区分の遊休農地、先ほど81%でしたので、ここも90%未満ということで点数は1点になります。新規参入の促進も実績がございませんので1点、今のところ合計3点です。(2)の活動目標にいきまして、先ほど活動強化月間の実施としまして、3か月分実施したという結果となっておりますので、ここで1点、新規参入相談会へもちゃんと参加しましたので1点、合計5点カウントできます。5点になりますと、上の表1のほう、5点以上10点未満、ここに該当しますので、目標に対して期待どおりの結果が得られた、こういった評語になります。これがこの表の結果に従いまして、13ページのほうに記載させていただいております。

13ページの一番最後、推進委員等の点検・評価結果、うちの場合は農業委員さんの点検・評価結果となります。ここもこれを下回ることがないように、皆さんに毎月活動状況、いろ

いろいろ協力いただいたところなんですけれども、ここにつきまして、またちょっと8ページにお戻りください。この8ページも委員さんの活動結果を点数で表すための点数の数え方なんですけれども、こちらのまず下の表2のほうをご覧ください。(1)の1番から3番、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進につきましては、それぞれ90%未満なので、1点、1点、1点、(1)で合計3点。下の活動目標についてですが、ちょっとここで丸をつけたところ、すみません、間違いなんですけれども、先ほど説明しましたが、昨年設定した月当たりの活動目標日数は7日です。実際は皆さんに8日というところを目安にやっていたので、この(2)の①番は、7日という目標に対して8日の実績なので、目標を上回ったということで、4点じゃなく6点になります。下の②、月当たりの最適化活動の日数、皆さんに8日クリアしてやっていたので、8日という8点になります。ということで、ここの2点は6点足す8点、14点をさっきの(1)の3点に足して、合計17点になりますので、上の表1に当てはめると15点以上のところに該当しまして、目標に対して期待どおりの結果が得られたという評語を昨年の実施状況に載せることができますということで、13ページ、皆さんに頑張っていたいただいたおかげで、15人全員期待どおりの結果が得られたということで報告できるようになりました。

最後に、14ページをご覧ください。こちらは、1番は総会開催実績、毎月開催しているので、そういう形です。2番は、3条に基づく許可事務です。3番は、4条、5条ですね、この件数、何件あったか、処理はどのぐらいだったか、そのようなことを記載しております。4番の違反転用につきましては、残念ながら解消面積はございませんでした。

以上の内容となっております。

この内容で差し支えなければ、今月中にホームページのほうに載せたいと思っております。事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局より、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて、挙手にて発言をお願いいたします。

特にございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 皆さんの努力のおかげで、目標どおり、期待どおりの結果が得られたということで、ホームページに載せても問題はないと思います。

ここで、少し休憩を取りたいと思いますが、どうでしょうか。

それでは、5分ぐらい休憩を取ります。

(休憩)

○議長 依頼事項、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明を

お願いします。

○事務局 資料－１のほうをご覧ください。

生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんということで、八潮市長名で公園みどり課より依頼が来たものとなります。下の記以下をご覧ください。

買取り申出地は、八潮111－２号生産緑地地区と八潮114－２号生産緑地地区の２か所となっておりまして、（２）にございますように、こちら記載の５筆、２か所合わせて〇〇〇平米となっております。

１枚めくって、裏側をご覧ください。

こちら２か所含めた買取り希望価格が〇〇〇円、平米あたりに換算しまして〇〇〇円、坪あたりに換算しまして〇〇〇円。

参考までに、近隣の地価調査価格としましては、八潮（県）〇、隣のページをご覧ください。こちらの上のほうに八潮（県）〇とありますが、この場所の地価調査価格で平米当たり12万7,000円、坪当たり41万9,834円となっております。また、近隣の地価公示価格としましては、また右のページの八潮〇と書いてあるところですが、〇〇〇番〇という地点、この地点で、参考までに平米当たり10万2,000円、坪当たり33万7,190円となっております。

場所のほう、概略説明しますと、右側のページで、こちら側から〇〇〇を〇〇しまして、〇〇を渡って〇〇〇のほうに行きまして、〇〇〇の〇〇側ですね。

また１枚めくっていただいて、裏側をご覧ください。２か所に分かれた１か所目が〇〇〇の〇側、買取り申出地１というところです。もう一つがそれよりもちょっと〇〇方向に行きました買取り申出２、２のほうは生産緑地が離れておりますが、現地のほうに行きますと、右側の写真にありますように同一の畑、このような状況となっております。

こちらのほう、皆さんの担当地区でもし購入を検討される方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでご連絡いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

どうぞ。

○７番（福岡達則委員） ７番、福岡です。

２枚目の現地の地図、買取り申出地の②なんですけれども、この斜線の部分、２つありまして、真ん中が白くなっているんですけれども、これは違う土地なんですか。

○事務局 同一の方の土地です。

○議長 同じ持ち主。

○事務局 これは一体の土地なんです。

○議長 一体の土地ですよ。

○事務局 境界示すようなものはここに何もありません。みんな地続きという形です。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、もし皆さんの担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局まで報告をお願いいたします。

次に、報告事項、四市町農業予算の概要等の送付について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料－３のほうをご覧ください。

こちらは会議の冒頭に会長のほうから説明が少しありましたが、四市町農政研究会が今年ほぼ４年ぶりに開催する予定で、６月２日、八潮市が幹事で開催する予定だったんですけれども、災害級の大雨になってしましまして、前の日に中止決定させていただきました。その結果、コロナ禍の間と同じなんですけれども、５月の第１回の四市町農政研究会では、四市町お互いの市町その年の農業予算の概要について情報交換していましたので、今年もその各市町の予算概要のデータだけ送っていただいて、まとめて各市町にメールで報告させていただきましたことの報告です。

昨年までコロナ禍で、同様に幹事市から各市町の予算概要をいただいた後、コピーして皆さんにも提供していましたので、今年も同様に提供させていただいたものとなりますので、ご興味のある方は後で概要のほうをご覧くださいと思います。

１点ちょっと気にとめておいていただきたいのが、１枚めくっていただいて、この表紙の裏側をご覧ください。こちらは５年度の四市町農政研究会の計画なんですけれども、まず、第１回、八潮市は雨で中止になったんですけれども、第２回が松伏幹事ということになっていまして、開催日が松伏町さんのほうで１０月６日ともう施設予約している、日にちを決めております。

第２回の１０月の四市町農政研究会といいますと、コロナ禍前に毎年やっていた吉川の〇〇〇さんで原則全員参加で開催していた研修会と懇親会になります。

それが１０月６日ということですので、改選後も委員を継続される方は１０月６日の予定を空けておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ次にいきたいと思います。

次に、依頼事項２件目、農業経営収入保険制度に関する協力依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料－４をご覧ください。

6月2日付で、埼玉県農業会議を通じて埼玉県収入保険推進協議会より、収入保険制度普及に関する協力依頼という通知がありました。

内容といたしましては、2019年の農水省により創設されました収入保険は、昨今の異常気象により様々な災害が年中発生していて、多くの農業被害が発生しておりますが、農業者の方が安心して農業経営に取り組めるよう、多様なリスクに対応できる保険なので、ぜひ農業委員の皆様や地域の農業者の方々にご案内くださいというものです。

2枚目の添付のチラシを活用し、ご紹介いただければと思います。もしご対応いただけるようでしたら、下記のお問合せ先へご連絡くださいということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

興味のある方は事務局へ連絡してください。

次に、報告事項2件目、農業者年金の運用状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料のほうをご覧ください。

こちらは農業者年金基金から毎年農業者年金加入されている方にこの時期に送られているものなんですけれども、年金原資の積立て状況や運用結果、それを報告しているものを参考にコピーしまして配らせていただいたものとなります。

これによりますと、ここ1年の運用結果は、この線を引いてある部分なんですけれども、令和4年度運用につきましては、米国での金融引き締めなどを背景に、国内外の債権価格が下落したことなどから、マイナス1.08%の運用実績でしたが、付利原資のマイナス相当額を付利準備金から補填、こういう制度がありまして、補填した結果、付利利率はゼロ%となったということです。これも年金から毎年というか、いつも言っていることなんですけれども、農業者年金基金が行っております年金資産の運用については、金融、経済情勢等の運用環境の影響によりまして、短期的には運用成績がプラスになる年やマイナスになる年がありますが、長期的な運用により安定した運用収益を上げることが期待されますと、このように運用しているということです。

1枚めくっていただいて、2ページのほうをご覧ください。こちらのほう、2ページではなく2枚目ですね。ページでいきますと下の数字、5と書いてあるページとなります。令和4年度の農業者年金の運用状況について。この下の表を見ますと、ここ10年で見ますと、利回りは悪かった年だとマイナス2.08%、良かった年だとプラス10.82%とありますけれども、新制度発足以降の21年間の運用利回りの平均は年率2.74%になっているということです。今の時代、こちら農業者年金を金融商品と見たときに、なかなか2.74%というような

実績のある商品はないと思いますので、かなり有利な制度だということで、皆さん勤めるときは自信を持って勤めていただきたいと思います。利率がいい上に、受け取る年金も掛金も非課税となっておりますので、また、年金基金自体の運用資金も全部国庫補助が充当されておりますので、なかなかほかの商品では太刀打ちできないのかなと思っています。ということで、年金を勤める際の参考にしていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいまの説明に何かご質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 これは利率がいい年は農業者年金も多くもらえるということなんですか。

○事務局 それまで加入した期間の全体を計算して算出されるものなので、一年一年のことではないので、その人が入っている期間のトータルでの計算となります。

○議長 入っていた期間。

では、もらうときには別に多くはならない。

○事務局 今まで入っていた期間の利回りがトータルマイナスにならない限り多くなります。

○議長 マイナスになったら減ってしまうということ。掛けた分よりも。

○事務局 さっき言った補填金という制度があるので、マイナスにはなりません、という説明です。今のところ発足以来年利2.74%の実績があります。だから、この先も安心だと思えます。

○4番（渋谷稔委員） 要は、赤字になっても補填するから大丈夫だよということ。

○議長 もらえなくならないということ。

もし興味のある方がいたら、農業者年金、勤めていただきたいと思います。

次に、依頼事項3件目、全国農業新聞の活用について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 よろしく願いいたします。

全国農業新聞の活用についてということで、お願いばかりで大変申し訳ないんですけども、「全国農業新聞を活用しましょう」という1枚ペラのチラシと、全国農業新聞を読もうという象のイラストが描いてある7枚つづりのパンフレットを皆様にお配りいたしました。

今月15日に全国農業新聞と農業会議の職員が来庁されまして、今年改選を迎える農業委員会を巡回し、協力をお願いしているということでお見えになりました。

全国農業新聞は1週間の農政の動き等が見やすく、分かりやすく掲載されております。購読料が通常版は1か月700円となっておりますが、電子版につきましては500円で購読できるというのでお勧めされておりました。

退任される委員さんは継続の購読を、引き続き委員さんになられる方も継続と、農業者の

の皆様へお買上げについてぜひお願いいたしますということでございましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回、7月の総会につきましては、7月25日火曜日、八潮メセナ3階の会議室1、2での開催となります。7月25日火曜日、八潮メセナ3階の会議室1、2となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より7月の農業委員会総会のご案内がありました。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。

ほかになければ、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思えます。皆さん、ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には大変慎重な審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理にお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用な中を6月総会にご出席をいただきまして、長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

沖縄に続きまして奄美でも梅雨に入りました。これから暑くなる一方でございますので、委員の皆様には十分熱中症にご配慮いただき活動していただきたいと思えます。

以上で6月総会を終了いたします。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時55分